GK クルマの保険 家庭用	GK クルマの保険 一般用	自動車保険 事業用

立ちどまらない保険。
三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

2014年10月1日以降始期契約用

自動車保険 付帯サービスのご案内

事故はもちろん、故障の時も お車のトラブルに対応します。

ご契約のお車が自家用8車種で、**運搬・搬送・引取費用特約** をセットした場合

をご提供します。

詳しくは P.1 へ

事故で入院された時の、さまざまな相談にお応えします。

入院『ホッ』とライン

（GK クルマの保険 家庭用 をご契約のお客さま専用サービス）

事故や故障等、お車のトラブルで困った時は、

おクルマQQ隊（専用ダイヤル）まで、事前に（ご自身で救援事業者を手配せずに）

※保険証券・保険契約継続証等に添付されるドライバーカードのご携行、または携帯電話への専用ダイヤルのご登録をおすすめします。

クルマが事故や故障または落輪なんてことになったらどうしよう…

ご安心ください！
「おクルマQQ隊」なら、
運搬・搬送・引取費用 特約と合わせて
長距離のレッカーが可能です。
また、落輪時のクレーン代も
しっかりカバーします！

お電話ください！

バッテリー上がりで
エンジンがかからない。

ご安心ください。
修理業者を手配して応急処置を行います!
※ただし、バッテリー上がり時のジャンピングとガス欠時のガソリン補給は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限り、サービスの対象となります。

P3〜P4へ！

こんなところで事故とは…。
車は修理工場にレッカー移動してもらったけど、
今日中に目的地まで行きたいんだが…。

〈GK クルマの保険・家庭用の場合〉
ご安心ください。目的地までの移動に必要な公共交通機関のご案内やタクシー等の手配を行います。

P3〜P4へ！

故障で車は修理工場
だし、もう電車もないから、
家にも帰れない！

〈GK クルマの保険・家庭用の場合〉
ご安心ください。
近隣の宿泊施設をご案内します。

P3〜P4へ！

ロードサービスを呼びたいけど、
どこに連絡すればいいの！？
知らない場所で
現在地もよくわからない…

ご安心ください。スマートフォン向けサービス スマ保 で、緊急時の対応をナビゲート! また、GPS機能(位置情報機能)で現在地も確認できます。

P5へ！

おクルマQQ隊は、

ご契約のお車が
自家用8車種(注)で、
運搬・搬送・引取費用特約を
セットしたご契約のお客さまに
ご提供させていただく
サービスです。

(注)自家用8車種とは、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下、最大積載量0.5トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。

困った時は、すぐにお電話ください！

専門スタッフが
24時間365日体制で対応します。

おクルマQQ隊 専用ダイヤル

0120-096-991（おクルマQQ隊）

(無料)

サービスをご利用される場合は、事前に(ご自身でレッカー事業者等の救援事業者を手配せずに)「おクルマQQ隊専用ダイヤル」にご連絡ください。お客さまがご自身で手配されたロードサービスの費用は、お支払いできませんのでご注意ください。(注)

(注) お客さまがご自身で手配したレッカー費用は「運搬・搬送・引取費用特約」の対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。ただし、「故障トラブル・ガス欠 QQ サービス」は必ず事前の専用ダイヤルへのご連絡が必要となるのでご注意ください。

おクルマ QQ 隊についての詳しいご説明は次ページに！

おクルマQQ隊なら、運搬・搬送・引取費 クレーンでの引上げや長距離のレッカーOK！

GK クルマの保険 家庭用
GK クルマの保険 一般用
自動車保険 事業用

左記をご契約のお客さまは下記のサービスをご利用いただけます。

レッカーQQサービス

事故または故障等により自力走行不能(注1)となった場合に、事故または故障等の現場から修理工場まで、最長15kmを無料でレッカーけん引します。(注2)なお、15kmを超えるレッカーけん引料金やクレーン費用等が発生する場合で、運搬・搬送・引取費用特約のお支払対象となるときは、保険金で対応します。

〈レッカーけん引する場合〉

積雪や路面の凍結等によってスリップする状態（スタック）、および砂浜または泥道等のために走行が困難な場合でのレッカーけん引は無料サービスの対象となりません。

【JAF会員向けメリット】(注4)

お客さまがJAF会員の場合は、最長30km（おクルマQQ隊15km+JAF15km）までレッカーQQサービスで対応します。運搬・搬送・引取費用特約との組み合わせで、合計で約230km(注3)のレッカーけん引が可能です。

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能(注1)となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。
ただし、バッテリー上がり時のジャンピングとガス欠時のガソリン補給は、保険期間中それぞれ1回（保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回）のご利用に限ります。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- ガス欠時のガソリン補給（最大10リットル）
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業(注5)

【JAF会員向けメリット】(注4)

お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

各種情報提供サービス

レンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等、快適なドライブをサポートするさまざまな情報をご提供します。

おクルマQQ隊と運搬・搬送・引取費用特約で、お客さま

落輪した時にクレーンで引き上げてもらったら、作業代は自己負担でした。

「運搬・搬送・引取費用特約」で「クレーン代」も補償の対象となります！

旅先で事故にあったら、レッカーで自宅近くの修理工場まで運ぶのには相当な自己負担がかかるわよね？

レッカーQQサービス+「運搬・搬送・引取費用特約」による補償で、合計「約215km」(注3)のレッカーけん引が可能です！

レッカー代を現場で精算する時に、手持ちのお金が無くて困った…。

超過料金も含めて、現場での精算は原則不要です！(注9)

事故や故障・バッテリー上がり等の走行障害により、お車がレッカーされた場合等にレンタカー代を補償する**運搬時レンタカー費用特約**もご用意しています！詳しくはそれぞれの商品パンフレット等をご覧ください。

用特約と合わせて
現場での応急修理OK！

さらに GK クルマの保険 家庭用 を
ご契約のお客さまは
下記のサービスもご利用いただけます。

移動サポートQQサービス

記名被保険者のご自宅から20km以上離れた場所で、事故または故障等により自力走行不能(注1)となった場合に、事故または故障等の現場から当面の目的地へ移動するための公共交通機関のご案内やタクシー等の手配(注6)を行い、その交通費(注7)をお一人につき2万円を限度としてお支払いします。
ただし、レッカーQQサービスのご利用を条件とし、最初のレッカー開始時刻から12時間以内に移動を開始した場合の費用に限ります。

宿泊サポートQQサービス

記名被保険者のご自宅から20km以上離れた場所で、事故または故障等により自力走行不能(注1)となった場合で、事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動が困難(注8)なときに、近隣の宿泊施設をご紹介し、その宿泊費用を宿泊された方お一人につき1万円を限度としてお支払いします。
ただし、レッカーQQサービスのご利用を条件とし、最初のレッカー開始時刻から12時間以内に宿泊手続をした場合の費用に限ります。

自家用8車種で運搬・搬送・引取費用特約をセットした場合に提供します。

サービスの対象となる方	ご契約のお車に搭乗中の方
サービスの対象となるお車	ご契約のお車（借用車等、ご契約のお車以外のお車は対象とはなりません）

（注1）物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。
（注2）特殊な作業を伴う場合等は、一部有料となるケースがあります。
（注3）特約の保険金額を15万円、1kmあたりのレッカーけん引料金を700円とした場合です。ご契約条件や実際の作業内容により、レッカーけん引距離が増減する場合があります。
（注4）お客さまがJAF会員であることを確認できない場合、またはJAF以外の事業者からサービスの提供を受ける場合は、対象とはなりません。
（注5）以下の費用はお客さまのご負担となります。
・積雪や凍結道路、砂浜や泥道等でスリップにより走行が困難な状態から脱出作業を行う際の作業費用
・タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用、部品代・消耗品代等
（注6）バス・鉄道等の公共交通機関が利用できない場合等、タクシー等のご利用が事故または故障等の現場から当面の目的地までの移動のための方法として妥当と判断される場合に限ります。
（注7）最も合理的な移動手段を利用した場合の費用とします。
（注8）事故または故障等の現場から当面の目的地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限ります。
（注9）サービス利用対象者がJAF会員でない場合（JAF会員であることが確認できない場合を含みます。）において、サービス実施者がJAFであるサービスを受ける時は、現場精算が必要なケースがあります。
（注10）走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等をいいます。

の声にお応えします！

運搬・搬送・引取費用特約

衝突・接触等の事故や故障、走行障害(注10)または落輪によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合、実際に負担した次の費用について、15万円（車両保険をセットする場合は車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い額）を限度に運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いします。

- ご契約のお車を事故・故障現場または走行障害(注10)が発生した場所から修理工場へ運搬したり、修理後に引き取るための費用
- 落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用

【サービスご利用にあたってのご注意点】

- おクルマQQ隊をご利用の際は、ご自身で救援事業者を手配せずに、必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。
- 現場清掃費用、車両預かりにかかる保管料、部品代・消耗品代等、サービスの対象とならない費用が生じた場合、これら費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域（離島等）ではサービスをご利用いただけない場合があります。
- おクルマQQ隊の詳しい内容は「ロードサービスご利用規約（P7〜P9）」をご参照ください。

事故や故障等の際に必要な対応をナビゲート！ GPS機能で位置情報もらくらく送信！
スマートフォン向けサービス スマ保 の「緊急時ナビ」をご利用ください！

緊急時ナビ

「スマ保」から「緊急時ナビ」を起動して、事故か故障を選びます。
ナビゲーションに従って行動することで、トラブル解決への迅速な対応が可能です。

緊急度の高いものから順に対応できるように「スマ保」がナビゲート。事故時に必要な初期対応情報等を得ることができます。

スマートフォンのGPS機能による位置情報や証券番号等が"おクルマQQ隊"に送信され、ロードサービスをスムーズに受けることができます。

状況に応じてナビゲーション画面を進行させてください。事故時の対応をサポートします。また、その場で状況を撮影・録音できる"事故メモ機能"もついています。

⚠ 当社保険契約者以外の方は、ご契約の保険会社等の連絡先を登録いただく必要があります。
また、ロードサービスの連絡先がおクルマQQ隊以外の場合は位置情報や証券番号は送信されません。

※上記画面はイメージです。

保険をてのひらに。

ダウンロードはこちらから！

「スマ保」は、お客さまのスマートフォンに、当社独自開発アプリ（無料）をダウンロードしてご利用いただくサービスです。
上記の「緊急時ナビ」のほか、ご契約内容の確認や変更手続ができる「契約確認・変更」サービスや、ドライブレコーダー機能付き『運転力』診断等もご利用いただけます。

また、スマートフォンをお持ちでない方もご利用いただけるGPSサービスもご用意しています。

携帯電話のGPS機能（位置情報機能）でお客さまの現在地をいち早く確認し、より迅速にロードサービスをご提供します。3キャリア（NTTドコモ、au、ソフトバンク）対応で、スマートフォン(注)でもご利用いただけます！

（注）当社スマートフォンサイトは、iPhone・Xperia等のiOSおよびAndroid搭載のスマートフォンに対応しております。

GPSサービスのご利用方法

①サイト接続方式

事故・故障等が発生した時、携帯電話で接続した専用サイトから位置情報を送信する方式です。

STEP1 携帯電話で右記のQRコードを読み取り、専用サイトへ接続！

STEP2 専用サイトで携帯電話の電話番号を入力後、「送信」をクリック！

STEP3 表示された電話番号を確認し、「位置情報送信」をクリック！

STEP4 「おクルマQQ隊専用ダイヤル」をクリックで、コールセンターにつながります！

URL：https://www.ipaj-gps.com/?kind=010

②自動送信方式 NTTドコモのみ

事前に「現在地通知先」を設定しておけば、おクルマQQ隊専用ダイヤルに電話をかけると同時に位置情報が送信される方式です。

<GPSメニュー「現在地通知先」の設定方法>

GPSメニューの「現在地通知先」をご設定ください。

- 通知先名：任意の名称をご入力ください。例:ロードサービス・おクルマQQ隊 等
- 通知先ID：「82454」をご入力ください。
- 電話番号：おクルマQQ隊専用ダイヤル「0120-096-991」をご入力ください。
- 発信時通知設定：「する」をご選択ください。

※上記画面はイメージです。

<必ずご確認ください>GPSサービスのご利用上のご注意

- GPSサービスは、おクルマQQ隊のサービス対象となるご契約のみご利用いただけます。
- GPS機能が搭載された携帯電話の購入費用、携帯電話の基本料金、および位置情報の発信にかかるパケット通信料は、お客さまのご負担となります。
- GPSサービスを利用するために携帯電話を使用いただくことをもって、位置情報の送信に同意されたこととといたします。
- 電波状況、携帯電話会社の回線障害、GPS衛星の障害等により、位置情報の通知に時間がかかる場合や位置情報に誤差が生じる場合、位置情報の送信ができない場合があります。この場合、音声通話により位置情報を確認させていただきます。
- GPSサービスをご利用いただくためには、本サービスの利用が可能なGPS機能付携帯電話をご用意いただき、事前に携帯電話の現在地通知先登録等を行うか、自ら位置情報を通知する操作を行う必要があります。携帯電話の設定方法は携帯電話会社の取扱説明書をご確認ください。

GK クルマの保険 家庭用 をご契約のお客さま専用のサービスです。

入院についての心配ごとやご相談は、入院『ホッ』とラインにお電話ください！

万一、事故で入院された際に、お客さまやご家族に少しでも不安を和らげていただくことを願い、ご用意しました。

主人の入院中に
たくさんお見舞いに来ていただいたけど、
お見舞い返しは
どうしたらいいのかしら…

おまかせください！
一般的な品物や金額、
その販売店等をご案内します。

そろそろ**退院**だけど、
もう少し体を
やすめたいなあ…

おまかせください！
湯治の宿やリラクゼーション施設を
ご案内します。

・退屈なので何とかしたい	・書籍・DVDソフト・ゲーム等の販売店や通販・レンタル業者をご案内します。
・プライバシーが保てない ・同室の人との人間関係に悩んでいる	・同室の方への一般的な心配りの方法等をご案内します。 ・入院生活の不満、気持ちをお聴きします。
・学業が気にかかり落ち着かない	・学年等を確認のうえ、家庭教師サービス業者をご案内します。
・事故の精神的ショックから立ち直れない	・カウンセリング専門機関・悩み相談窓口をご案内します。

サービスの対象となる方

①受傷された方
②受傷された方のご家族
③受傷された方が利用を認めた方

「入院『ホッ』とラインサービス」は、

人身傷害保険の対象となる事故により入院または死亡した場合に、サービスの対象となる方からの療養生活や社会復帰等についての幅広いご相談・照会に応じ、医療・生活関連情報のご提供や、さまざまなサービス・店舗等のご案内を行います。(注)

(注)案内を受けたサービス・店舗等への連絡費用、利用料は、お客さまのご負担となります。

入院についてのご心配ごとや、ご相談がありましたら、お気軽に専用ダイヤルまで、お電話ください。

入院『ホッ』とライン 0120-212-241（入院に強い）

〔受付時間〕 平日10:00～17:00（土日・祝日、年末・年始は休業させていただきます）

●上記は「入院『ホッ』とラインサービス」の概要をご説明したものです。詳しくは「入院『ホッ』とラインサービスご利用規約（P10）」をご参照ください。

ロードサービスご利用規約

「用語の説明」

このロードサービスご利用規約において、使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
ロードサービス	おクルマQQ隊（家庭用）、おクルマQQ隊（一般用）、おクルマQQ隊（事業用）およびおクルマ情報サービスをいいます。
おクルマQQ隊（家庭用）	第4条（サービスの提供条件と内容）に定めるサービスのうち、次のサービスをいいます。 ①レッカー QQ サービス ②故障トラブル・ガス欠QQ サービス ③移動サポート QQ サービス ④宿泊サポート QQ サービス ⑤各種情報提供サービス
おクルマQQ隊（一般用）	第4条（サービスの提供条件と内容）に定めるサービスのうち、次のサービスをいいます。 ①レッカー QQ サービス ②故障トラブル・ガス欠QQ サービス ③各種情報提供サービス
おクルマQQ隊（事業用）	第4条（サービスの提供条件と内容）に定めるサービスのうち、次のサービスをいいます。 ①レッカー QQ サービス ②故障トラブル・ガス欠QQ サービス ③各種情報提供サービス
おクルマ情報サービス	第4条（サービスの提供条件と内容）に定めるサービスのうち、次のサービスをいいます。 各種情報提供サービス
ロードサービス提供者	株式会社安心ダイヤル（注）をいいます。 （注）株式会社安心ダイヤル 保険契約者および記名被保険者に通知することなく、社名変更等を行う場合があります。
サービス実施者	ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にサービスを実施する者をいい、ロードサービス提供者が自らサービスを実施する場合はロードサービス提供者をサービス実施者とみなします。
自力走行不能	物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。
ご契約のお車	この保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号、車両番号、標識番号、車台番号等が記載されている自動車（注）をいいます。 （注）ご契約のお車がけん引している被けん引自動車は、ロードサービスの対象外となります。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当する自動車をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥自家用小型貨物車 ⑦自家用軽四輪貨物車 ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 （注）登録番号標等 登録番号標、車両番号標または標識番号標をいいます。
専用ダイヤル	当社が別に定めるサービスの利用申込を受け付ける連絡先をいいます。
JAF	一般社団法人　日本自動車連盟をいいます。
日本国内	一部離島等を除きます。
記名被保険者	保険証券・保険契約継続証記載の被保険者をいいます。
被保険者	この保険契約により補償を受ける者または補償の対象となる者をいいます。
家族	配偶者、子、父母、兄弟姉妹、同居の親族をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
自宅	居住住所（法人の場合は、主としてご契約のお車を使用している支店・営業所の所在地）をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
GPS	地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム（全地球測位システム）をいいます。

第1条（規約の目的等）

(1) 本規約は、当社の自動車保険契約に対して提供するロードサービスの事項を定めたものです。

(2) 利用対象者（第5条に定める利用対象者をいいます。）は、本規約に同意のうえ、ロードサービスの提供を受けることができます。

第2条（ロードサービスの提供対象契約）

(1) 当社は、次表右欄に掲げるロードサービスを左欄に掲げる自動車保険契約の提供対象ロードサービスとします。

自動車保険契約	ロードサービス
①運搬・搬送・引取費用特約をセットした家庭用自動車総合保険契約（GKクルマの保険・家庭用）	おクルマQQ隊（家庭用）
②ご契約のお車の用途車種が自家用8車種で、運搬・搬送・引取費用特約をセットした一般自動車総合保険契約（GKクルマの保険・一般用）	おクルマQQ隊（一般用）
③ご契約のお車の用途車種が自家用8車種で、運搬・搬送・引取費用特約をセットした事業用自動車総合保険契約（自動車保険・事業用）	おクルマQQ隊（事業用）
④ご契約のお車の用途車種が自家用8車種で、運搬・搬送・引取費用特約をセットしない家庭用自動車総合保険契約（GKクルマの保険・家庭用）、一般自動車総合保険契約（GKクルマの保険・一般用）および事業用自動車総合保険契約（自動車保険・事業用）	おクルマ情報サービス
⑤ご契約のお車の用途車種が自家用8車種以外である一般自動車総合保険契約（GKクルマの保険・一般用）および事業用自動車総合保険契約（自動車保険・事業用）	おクルマ情報サービス

(2) (1)のロードサービスは、当社が提携するロードサービス提供者が、第3条（サービスを提供する場合）から第16条（訴訟の提起および準拠法）の規定に従い提供します。

第3条（サービスを提供する場合）

ロードサービス提供者は、利用対象者が第7条（利用対象者の義務）(1)の規定に従い提供対象となるロードサービスから希望のサービスの利用申込を行った場合であって、第4条（サービスの提供条件と内容）に定めるサービスの提供条件に該当するときは、サービス実施者により、そのサービスを無料で提供するものとします。

第4条（サービスの提供条件と内容）

本規約により提供するサービスの提供条件および内容は次のとおりとします。

①レッカーQQサービス

提供条件	ご契約のお車が、日本国内で事故または故障等により自力走行不能となること。
内容	ご契約のお車を、事故または故障等の現場から修理工場まで最長15kmレッカーけん引します。ただし、車両の手押し作業等の特殊な作業を伴う場合や救援人員、救援車両の増強が必要となるレッカーけん引等の場合は、一部有料となる場合があります。

②故障トラブル・ガス欠QQサービス

提供条件	ア. ご契約のお車が、日本国内で故障またはトラブルにより自力走行不能となること。 イ. ご契約のお車が、日本国内の道路上（駐車場や私道は除く。）でガス欠により自力走行不能となること。
内容	ご契約のお車について現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、保険期間中それぞれ1回（保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回）のご利用に限ります。 ア. バッテリー上がり時のジャンピング（ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。） イ. キー閉じ込み時のドアの解錠。ただし、解錠可能な一般シリンダーキーに限ります。なお、解錠できない場合は修理工場までレッカーけん引しますが、搬送先での解錠費用、交換費用は、利用対象者の自己負担となります。 ウ. タイヤパンク時のスペアタイヤ交換。ただし、ご契約のお車にスペアタイヤを搭載している場合に限り、また、交換は1本に限ります。 エ. ガス欠時に最大10リットルのガソリンまたは軽油を現場まで届けます。 オ. バルブ・ヒューズ類の取替作業 カ. 上記以外で、現場での応急作業が可能な場合における作業時間30分以内の応急修理・軽作業

③移動サポートQQサービス

提供条件	ご契約のお車が、記名被保険者の自宅から20km以上離れた日本国内の場所において事故または故障等により自力走行不能となること。ただし、レッカーQQサービスを利用することを条件とし、最初のレッカー開始時刻から12時間以内に移動を開始した場合の移動費用に限ります。
内容	事故・故障等の現場から利用対象者の当面の目的地へ移動するための公共交通機関の案内やタクシー等の手配(注1)を行い、その交通費(注2)を1名につき2万円を限度として(注3)支払います。 (注1)タクシーの手配 移動のための方法として妥当と判断される場合に限ります。 (注2)交通費 最も合理的な移動手段を利用した場合の費用とします。 (注3)1名につき2万円を限度として ご契約のお車の自動車検査証記載の乗車定員、かつ実際に搭乗していた人数を上限とします。

④宿泊サポートQQサービス

提供条件	ご契約のお車が、記名被保険者の自宅から20km以上離れた日本国内の場所において事故または故障等により自力走行不能となり、利用対象者の当面の目的地までの移動が困難(注)となること。ただし、レッカーQQサービスを利用することを条件とし、最初のレッカー開始時刻から12時間以内に宿泊手続きをした場合の宿泊費用に限ります。 (注)移動が困難 移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限ります。
内容	事故または故障等の現場近隣の宿泊施設を紹介し、その宿泊費用(注1)を1名につき1万円を限度として(注2)支払います。 (注1)宿泊費用 1泊分とし、飲食費、通信費、その他私的なサービス費用は含みません。 (注2)1名につき1万円を限度として ご契約のお車の自動車検査証記載の乗車定員、かつ実際に宿泊した人数を上限とします。

⑤各種情報提供サービス

提供条件	なし
内容	次の紹介、案内等を行います。 ア.優待料金で利用可能なレンタカー事業者の紹介 イ.ガソリンスタンド、カー用品店、自動車ディーラー、自動車修理工場、自動車教習所等の案内 ウ.ホテルの紹介、ペットと一緒に宿泊可能なホテルの案内 エ.公共施設、市区町村役場、病院等の案内

第5条(利用対象者)

(1) この規約において、利用対象者とは、ご契約のお車に搭乗中の者をいいます。ただし、利用対象者が次のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。
①反社会的勢力(注)に該当すると認められる場合
②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められる場合
④その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
(注)反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1)に規定する利用対象者に加え、各種情報提供サービスについては、記名被保険者およびその家族を利用対象者とします。

(3) サービス提供後、利用者がロードサービスの利用対象者ではないことが判明した場合、サービス提供に要した費用は、すべてその利用者の負担とします。

第6条(サービスの提供を行わない場合)

(1) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を行いません。
①利用対象者が、サービスの利用に際して、事前に専用ダイヤルへ利用申込の連絡を行っていない場合
②利用対象者が、正当な理由がなくて、第7条(利用対象者の義務)の規定に違反した場合
③利用対象者がサービスの提供を希望する自動車が、ご契約のお車でない場合。ただし、各種情報提供サービスを除きます。
④ロードサービス提供者またはサービス実施者が、地域、時季、気象、道路事情等によりサービスの提供・実施が困難と判断した場合、技術的にサービス実施が困難と判断した場合、またはサービスの内容、趣旨等に照らしてサービス提供が不適切であると判断した場合

(2) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する事由によって生じたご契約のお車の事故、故障またはトラブルに対しては、サービスの提供を行いません。
①利用対象者の故意または重大な過失
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車メーカーが認めていない改造
⑨自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用

(3) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合に生じたご契約のお車の事故、故障またはトラブルに対しては、サービスの提供を行いません。
①利用対象者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
②ご契約のお車が有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
③利用対象者が、競技・曲技のため等にご契約のお車を使用している場合、または、これらを行うことを目的とする場所においてご契約のお車を使用している場合
④利用対象者が、危険物を積載したご契約のお車を使用している場合、または、危険物を積載した被けん引自動車をけん引したご契約のお車を使用している場合
⑤利用対象者が、通行禁止道路・季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路・未除雪道路・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所(注)においてご契約のお車を使用している場合
(注)自動車の運行が極めて困難な場所、またはサービスの提供が不適切と判断される場所
凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等の自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。

(4) ロードサービス提供者は、次のいずれかに該当する場合には、レッカーQQサービスおよび故障トラブル・ガス欠QQサービスの提供を行いません。
①サービス提供時に利用対象者が現場立会いできない場合
②サービス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られないとき。

第7条(利用対象者の義務)

(1) 利用対象者は、サービスを利用する場合には、事前に専用ダイヤルに利用申込の連絡を行わなければなりません。この場合において、利用対象者が専用ダイヤルに連絡する以前に自らレッカー・修理業者等を手配しているときは、その手配に対応するサービスは提供せず、また、手配に対応する費用等も支払いません。(注)

(2) 利用対象者は、サービスの提供を受ける場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。

(3) 利用対象者は、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。

(4) 利用対象者は、第8条(利用対象者の費用立替・費用負担)の規定により立て替えるべき費用および負担すべき費用に対しては、その料金等を支払わなければなりません。この場合において、第8条(1)の費用については、その規定に従い、費用精算の請求を行うものとします。

(5) 利用対象者は、警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、サービスの実施について警察の許可を得なければなりません。

(6) 利用対象者は、ロードサービス提供者の判断により、保険証券、保険契約継続証、運転免許証、自動車検査証その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示しなければなりません。

(7) 利用対象者は、サービス提供時においてご契約のお車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者にその旨を事前通知しなければなりません。なお、事前通知を行わなかった場合で、サービス提供後にその積載物に損害が生じた場合であっても、当社およびロードサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

(注)手配に対応する費用等も支払いません。
サービスの提供ができない場合であっても、運搬・搬送・引取費用特約の対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

第8条（利用対象者の費用立替・費用負担）

(1) 次のいずれかに該当する場合は、利用対象者はそのサービスにかかる費用を現場で立て替え、後日ロードサービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。この場合において、利用対象者はその費用の立替を証明する書類を、記名被保険者を経由して提出するものとします。
①移動サポートQQサービスにおいて、公共交通機関またはタクシー等を利用する場合
②宿泊サポートQQサービスにおいて、宿泊施設を利用する場合
③利用対象者がJAF会員でない場合（JAF会員であることが確認できない場合を含みます。）において、サービス実施者がJAFであるサービスを受けるとき。

(2) 第3条（サービスを提供する場合）の規定にかかわらず、次に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。
①サービス提供に際して、高速道路、有料駐車場、カーフェリー等の利用が必要な場合
・ご契約のお車ならびに救援自動車の高速料金、有料駐車場の駐車料金、カーフェリーの往復乗船料等
②ご契約のお車が積雪や凍結等によってスリップする状態、または砂浜もしくは泥道等のために走行が困難な状態からの脱出作業を行う場合
・その脱出に必要な作業費用等
③15kmを超えるレッカーけん引を行う場合（注）
・15kmを超えた距離分に対応するレッカーけん引にかかる料金
④現場で作業時間30分を超える応急修理・軽作業を行う場合
・30分を超えた作業時間に対応する料金
⑤クレーンによりご契約のお車の落輪の引上げ等を行う場合（注）
・そのクレーン作業料金
⑥事故・故障現場の清掃が必要となる場合
・その清掃作業料金
⑦ご契約のお車を修理工場等に一時的に預かる場合
・そのご契約のお車の預かりにかかる保管料等
⑧タイヤチェーンの着脱作業を行う場合
・その着脱作業料金
⑨ご契約のお車のバッテリーの充電を行う場合
・その充電料金
⑩パンクの修理作業を行う場合
・その修理作業料金
⑪修理・作業において部品交換や消耗品の補充等が必要となる場合
・その部品代および消耗品代
⑫15km以内のレッカーけん引であっても、車高の低い車両やエアロパーツ付車両、事故で大破した車両等をレッカーけん引、積載運搬するために特殊作業等を伴う場合
・その特殊作業料金、追加作業員料金、バンパー・エアロパーツ等の脱着作業料金、車両の手押し作業料金、作業車両の追加料金
⑬立体駐車場、地下駐車場または狭路など、作業スペースの確保が困難な場合
・車両の手押し作業料金、作業車両の追加料金、ウィンチによる引出し作業料金
⑭利用対象者の都合により、ロードサービス実施者を現場待機させる場合
・その現場待機料金
⑮①から⑭のほか、第4条（サービスの提供条件と内容）に定める内容を超えて作業・修理等を行う場合
・その作業・修理等の料金
⑯利用対象者がガソリンまたは軽油の自己調達が可能な状況において故障トラブル・ガス欠QQサービスを利用する場合
・そのガソリン代および軽油代
⑰第10条（GPSによる通知の特則）の規定に基づき通知を行う場合
・その通知を行う電話機の購入費用、通話料金、位置情報の発信にかかるパケット通信料金等
⑱各種情報提供サービスにより取次、紹介、案内等を受けた事業者を利用する場合
・その事業者、施設等への連絡費用およびその事業者、施設等の利用料

(注) 15kmを超えるレッカーけん引を行う場合、クレーンによりご契約のお車の落輪の引上げを行う場合
15kmを超えるレッカーけん引およびクレーンによりご契約のお車の落輪の引上げを行う場合に発生する自己負担費用は、運搬・搬送・引取費用特約の対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

第9条（JAF会員の特則）

利用対象者がJAF会員である場合には、次のとおりとします。
①JAFにて同様のサービスが提供される場合は、ロードサービス提供者は、原則としてJAFに取り次ぎ、利用対象者はJAFによるサービスを受けるものとします。
②利用対象者が故障トラブル・ガス欠QQサービスの提供を希望する場合は、第4条（サービスの提供条件と内容）②および第8条（利用対象者の費用立替・費用負担）(2)の規定にかかわらず、サービス範囲を超過する作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
ア. 利用対象者がJAF会員であることが確認できない場合
イ. JAF以外のサービス実施者によりサービスの提供を受ける場合
ウ. ロードサービス提供者が著しく利用頻度が高いまたは意図的な利用と判断する場合

第10条（GPSによる通知の特則）

利用対象者は、次に定める条件をすべて満たしている場合には、携帯電話機に搭載されたGPS機能を使って、事故、故障またはトラブル現場等の利用対象者の位置情報を、ロードサービス提供者に通知することができます。ただし、携帯電話事業者の回線障害、GPS衛星の障害、電波状況等により、位置情報が取得できない、または位置情報の取得に時間を要する場合には、音声通話によって位置情報を通知するものとします。
①利用対象者が使用する携帯電話機が、ロードサービス提供者が提携する携帯電話事業者の回線を利用するものであって、GPS機能を搭載していること。
②その携帯電話機のマニュアル等で定める方法により、事前にロードサービス提供者を通知先とする現在地通知先登録等を行うか、自ら位置情報を通知する操作を行うこと。
③利用対象者が、ロードサービス提供者への位置情報の提供に同意していること。

第11条（サービス提供時の責任）

(1) サービスは、ロードサービス提供者の取次により、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したサービスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします（注）。
(2) サービス提供およびサービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用対象者とサービス実施者、受け入れ工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両の損傷、人身事故、損害等については、当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします（注）。
(3) サービス提供時において、ご契約のお車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、ロードサービス提供者およびサービス実施者は、その判断によりサービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当社またはロードサービス提供者、サービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。
(4) サービスの提供を行わない場合、またはサービスの提供が遅延した場合であっても、当社およびロードサービス提供者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。

(注) 当社およびロードサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
ロードサービス提供者が自らサービス実施者となる場合における、サービス実施者としての責任を除きます。

第12条（ロードサービスの提供期間および終了、中止または変更等）

(1) ロードサービスの提供期間は、事故・故障等の発生時において有効に締結された自動車保険契約の保険期間内とし、その保険契約が保険期間の中途で失効し、または解除もしくは解約された場合はロードサービスの提供を行いません。
(2) 当社は、保険契約者および記名被保険者に通知することなくロードサービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

第13条（代位）

(1) 当社およびロードサービス提供者は、サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ、利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得するものとします。
(2) 当社およびロードサービス提供者は、ご契約のお車の故障によりサービスを提供した場合であって、その原因が、自動車メーカー等の無償修理等の対象であったときは、サービス提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

第14条（個人情報の取扱い）

(1) 保険契約者は、保険証券・保険契約継続証の記載事項およびロードサービスに必要とされる情報が、ロードサービス提供者に登録されることに同意するものとします。
(2) ロードサービス提供者は、保険証券・保険契約継続証の記載事項およびロードサービスに必要とされる情報を、サービス実施者に開示できるものとします。
(3) 当社は、ロードサービス提供者が取得した個人情報を保険契約の審査、引受および履行（保険事故の調査、適正な保険金支払い等を含みます。）に利用することがあります。

第15条（通話記録）

ロードサービス提供者は、利用対象者からの連絡内容を正確に把握するため、通話記録を保存します。

第16条（訴訟の提起および準拠法）

(1) 本規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
(2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

入院『ホッ』とラインサービスご利用規約

「用語の説明」

この入院『ホッ』とラインサービスご利用規約において、使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
事故	この入院『ホッ』とラインサービスが提供される保険契約の普通保険約款人身傷害条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）により人身傷害保険金の支払対象となる事故をいいます。
受傷者	事故により、死亡もしくは病院または診療所に入院した被保険者をいいます。
被保険者	家庭用自動車総合保険普通保険約款人身傷害条項第2条（被保険者および保険金請求者の範囲）(1)の被保険者をいいます。
家族	配偶者、子、父母、兄弟姉妹、同居の親族をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
サービス提供者	ダイヤル・サービス株式会社をいいます。
生活関連情報	冠婚葬祭、ショッピング、家事・介護等の支援もしくは交通機関等に関する情報または各種相談窓口の情報をいいます。
医療関連情報	入院生活、退院後の社会復帰等に関する情報をいいます。
記名被保険者	保険証券・保険契約継続証に記載の被保険者をいいます。

第1条（規約の目的等）

(1) 本規約は、当社の自動車保険契約に対して提供する入院『ホッ』とラインサービスの事項を定めたものです。
(2) 利用対象者は、本規約に同意のうえ、入院『ホッ』とラインサービスの提供を受けることができます。

第2条（入院『ホッ』とラインサービスの提供対象契約）

(1) 当社は家庭用自動車総合保険契約（GK クルマの保険・家庭用）を入院『ホッ』とラインサービスの提供対象契約とします。
(2) (1)の入院『ホッ』とラインサービスは、当社が提携するサービス提供者が、第3条（入院『ホッ』とラインサービスを提供する場合）から第10条（訴訟の提起および準拠法）の規定に従い提供します。

第3条（入院『ホッ』とラインサービスを提供する場合）

サービス提供者は、利用対象者が当社の指定するサービス提供者の電話番号に連絡を行った場合であって、第4条（入院『ホッ』とラインサービスの提供条件と内容）に定める入院『ホッ』とラインサービスの提供条件に該当するときは、入院『ホッ』とラインサービスを無料で提供するものとします。

第4条（入院『ホッ』とラインサービスの提供条件と内容）

入院『ホッ』とラインサービスの提供条件および内容は次のとおりとします。

提供条件	事故によって、被保険者が死亡、または病院もしくは診療所に入院すること。
内容	利用対象者の相談・照会に応じ、次の日本国内の情報を電話にて提供します。 ①生活関連情報 ②医療関連情報

第5条（利用対象者）

この規約において、利用対象者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
①受傷者
②受傷者の家族
③②以外で受傷者が入院『ホッ』とラインサービスの利用を認めた者

第6条（入院『ホッ』とラインサービスの提供を行わない場合）

(1) サービス提供者は、利用対象者が、正当な理由がなくて、第7条（利用対象者の義務）に違反した場合には、入院『ホッ』とラインサービスの提供を行いません。
(2) サービス提供者は、利用対象者の相談・照会の内容が次のいずれかに該当すると判断した場合、または提供が不可能もしくは入院『ホッ』とラインサービスの内容、趣旨等に照らして提供が不適切であると判断した場合には、入院『ホッ』とラインサービスの提供を行いません。
①事故の相手方との折衝、示談または調停もしくは訴訟
②事故にかかわる保険金の請求
③訴訟で争いのある事実に関係する事柄
④個人の趣向、風評、効能または比較情報等の主観に基づく事柄
⑤医療トラブルまたはこれに関係するおそれがある事柄
⑥法令に反する事柄
(3) サービス提供者は、情報の提供に伴う物品の購入予約・申込およびサービス・施設等の利用予約・申込等の代行は行いません。
(4) サービス提供者は、情報の提供に伴う物品の購入費用およびサービス・施設等の利用料については負担しません。

第7条（利用対象者の義務）

(1) 利用対象者は、入院『ホッ』とラインサービスの提供を受ける場合、サービス提供者の指示に従い、必要な協力を行わなければなりません。
(2) 利用対象者は、サービス提供者の判断により、本人確認、保険証券・保険契約継続証記載事項の確認、事故発生日の確認等を求められた場合は、それに応じなければなりません。

第8条（提供期間・受付時間および終了、中止または変更等）

(1) 入院『ホッ』とラインサービスの提供期間・受付時間は、次のとおりとします。
①提供期間は、第4条（入院『ホッ』とラインサービスの提供条件と内容）に定める提供条件を満たす事故の発生の日の翌日から起算して1年以内とします。
②受付時間は、当社が別に定めるところによります。
(2) 当社は、保険契約者および記名被保険者に通知することなく入院『ホッ』とラインサービスを終了もしくは中止または内容の変更を行うことがあります。

第9条（個人情報の取扱い）

(1) 利用対象者は、入院『ホッ』とラインサービスに必要とされる情報が、当社およびサービス提供者に登録されることに同意するものとします。
(2) 当社は、サービス提供者が取得した個人情報を保険契約の審査、引受および履行（保険事故の調査、適正な保険金支払い等を含みます。）に利用することがあります。

第10条（訴訟の提起および準拠法）

(1) 本規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
(2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

Q&A おクルマQQ隊に関する、よくあるご質問

Q1 おクルマQQ隊が出動できない場合はありますか？

A **原則として24時間365日、全国どの地域でも出動しますが、天候や時間帯、トラブルの発生場所（一部離島等）などによっては、サービスのご提供ができない場合や提携事業者の到着に時間がかかる場合があります。**

「ロードサービスご利用規約」第6条（サービスの提供を行わない場合）（P8）にてご確認ください。

Q2 おクルマQQ隊の専用ダイヤルに電話をすると、事故の受付や自動車保険の相談等も受け付けてくれますか？

A **おクルマQQ隊の専用ダイヤルでは自動車事故の受付や、保険のご相談等は受け付けておりません。お手数ですが、以下の専用窓口、または取扱代理店にご連絡ください。**

■事故に関する受付：事故受付センター
0120-258-365（無料）
■ご契約内容のご相談：お客さまデスク
0120-632-277（無料）

Q3 大雪でタイヤがスリップして動けなくなったのですが、このような場合でもサービスを受けることができますか？

A **積雪や凍結等でお車がスリップする状態や、砂浜や泥道で走行が困難な状態等はサービスの対象となりません。**

おクルマQQ隊のサービスは、ご契約のお車が事故または故障等により自力走行不能となることを条件としています。自力走行不能とは、お車が物理的・機能的に走行不能である状態や、法令によって走行が禁じられる状態をいいます（例：バッテリー上がり、エンジントラブル、ヘッドランプがつかずトンネル内や夜間の運転ができない等）。

Q4 ロードサービスを利用して有料となる場合はありますか？

A **基本的なロードサービスは無料ですが、応急的な処置を超えているもの、特殊な作業が必要となるもの等は、有料となります。また、運搬・搬送・引取費用特約のお支払対象とならない場合も、お客さまのご負担となります。**

たとえば
パンクの修理作業料金（パンク時のスペアタイヤ交換は無料です。）
バッテリーの充電料金等

●「GK クルマの保険・家庭用」は家庭用自動車総合保険、「GK クルマの保険・一般用」は一般自動車総合保険、および「自動車保険・事業用」は事業用自動車総合保険の略称です。
●この冊子は、おクルマQQ隊、運搬・搬送・引取費用特約および入院『ホッ』とラインについてご説明したものです。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
本店　〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
（お客さまデスク）0120-632-277（無料） 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00（年末・年始は休業させていただきます）
http://www.ms-ins.com

● ご相談・お申込先
株式会社保険企画
〒211-0015　神奈川県川崎市中原区北谷町47
TEL: 044-555-6211

A1250　70,000　2014.06　A3D13　(新)　B　(62)　488